

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 3 年 5 月 27 日

（名称）松川町地域公共交通対策協議会  
 （代表者名） 会 長 宮下 智博 印

生活交通確保維持改善計画の名称
松川町地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 4 年度～令和 6 年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>1-1 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり</p> <p>南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14 市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積 1,929km<sup>2</sup>のうち約 86% を森林が占めている。また、盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。</p> <p>しかし、自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の 14 市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」を策定したが、平成 26 年の活性化再生法の改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を進めるために、平成 28 年 3 月に「南信州地域公共交通網形成計画（以下「南信州網形成計画」という。）」を策定した。</p> <p>本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州網形成計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。このため、本計画は南信州の目指すべき目標を達成するための具体的取り組みを示すために策定し、効率的な路線の運行を行っている。</p> <p>1-2 松川町の現状と公共交通の必要性</p> <p>松川町は東西に長く、町の中心を南北に流れる天竜川により河岸段丘が形成されている。松川町には大きく分けて天竜川東側の山間部に位置する生田地区、中心部を含む大島地区、その北側に位置する上片桐地区の 3 地区がある。町の中心部に商店街、JR 駅、公共施設が集中するが、それぞれの地区から中心部までの距離が遠く、河岸段丘により形成された起伏の多い地形のため移動の負担が大きく、公共交通の維持が必要である。</p> <p>以前より路線バスや福祉バスの運行を行ってきたが、運行区域や利用者が高齢者等に限定されていたことから、文教施設、福祉施設、商店街等を循環し、利用しやすい料金で利用者制限の無いコミュニティバスの運行が求められており、平成 20 年度に地域公共交通活性化再生事業（調査事業）に着手し、大島循環・上片桐循環・生田線・部奈線・生田循環の各路線を 2 ヶ年（平成 21 年度、平成 22 年度）実証運行の後、平成 23 年度から大島循環・上片桐循環・生田線・部奈線については本格運行を開始し、生田循環については路線の大幅改正を行い、実証運行期間を 1 ヶ年延長して平成 24 年度から本格運行を開始した。</p>

令和2年1月から、生田循環の運行改善を行い、生田循環の午前1便・2便、デマンドタクシーの1便・2便に変更し実証運行を開始した。7月までの実証運行の反省を基に、令和2年8月から生田循環の午前3便を再運行し、デマンドタクシーを1便を午後の運行へ変更する等の運行見直しを行ったが、利用者数は減少傾向を辿った。

新型コロナの影響により、デマンドタクシー本格運行の適否が判断できない状況が続いているため、デマンドタクシー実証運行を令和4年3月31日まで1年間延長し、令和3年4月以降も引き続き検証を行う。同時に高齢者等のニーズを把握するアンケート調査を実施する。

町の西側にある温泉施設（清流苑）の利用と、町の中央にある下伊那日赤病院への通院には高齢者のバス利用が多く、高齢化が進んでいる天竜川以東の生田地区からのアクセス向上が求められている。町の中心市街地には多くの高齢者が居住しているため、きめ細かい運行が求められている。地域の活力低下が問題となっているなか、多くの交通弱者が町中に出ることで、商店街や文化活動の活性化に繋げていくことや、交通弱者の健康維持・向上に寄与することが必要である。

環境問題への意識の高まりや石油高騰などの社会経済情勢の変化を契機として、公共交通利用について関心を町全体で高め、地域の公共交通が抱える課題を住民と共有し、環境に負荷を掛けない生活に向けた公共交通利用や、商店街や文教施設などの地域資源の活用などにつなげるため、地域公共交通確保維持改善に取り組む必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 目標値 利用者数（系統ごとの乗車人数）

系統名	R 2 実績	R 3	R 4
大島循環	2,020 人	4,000 人	4,000 人
上片桐循環	2,627 人	4,500 人	4,500 人
上片桐・大島通学便	5,342 人	5,000 人	5,000 人
生田循環 峠部奈線（午前便）	1,260 人	2,500 人	2,500 人
生田循環 中山柄山線（午前便）	660 人	2,000 人	2,000 人
生田線	7,467 人	7,500 人	7,500 人
部奈線	7,135 人	8,500 人	8,500 人
計	26,511 人	34,000 人	34,000 人

- ・ 通常便（大島循環、上片桐循環、生田循環）利用者数の維持を目標とする。
- ・ 通学便（上片桐・大島通学便、生田線、部奈線）対象小中学生数により目標設定する。
- ・ 生田循環は令和2年1月より午後便が減便となっているため、令和2年度以降は午前便から利用者数の目標値を設定する。
- ・ 生田線、部奈線 対象小中学生数の約7割の利用を目標とする。  
40人（対象生徒数56人の約7割）×200日（往復利用）
- ・ 上片桐・大島通学便 対象小中学生数の約2割の利用を目標とする。  
1人（対象生徒数5人の約2割）×200日（往復利用）

## (2) 事業の効果

JR 駅（伊那大島駅、上片桐駅）を公共交通の要衝とし、松川町全体を網羅するコミュニティバスを維持することにより、公共交通空白地域の解消と地域にあった交通体系の構築を図ることができる。運賃を高校生以下 100 円とし、また、高齢者や障がい者、遠方から通学する小中学生については無料とし、学生や一般の利用者には割安に設定することで、誰もが利用することのできる交通機関として期待できる。大島循環は平日 5 便、上片桐循環は平日に 4 便運行し、また、生田地区の 2 路線は隔日運行としながらも、運行日は 5 便が運行することで、利便性の向上と利用機会の拡大を図ることができる。

また、バス路線の利便性が向上することで、バス路線と鉄道の連携を高めることができ、公共交通全体の利用促進に繋がる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・住民への乗り方教室を開催する。（松川町）
- ・高校へ進学する中学 3 年生の保護者の方へ、参観日等に公共交通での通学移動についての説明会を設ける。（松川町）
- ・小中学生の通学定期券の無料化および通学定期券を通常便で使用可能とする。  
令和 2 年 10 月 1 日～（松川町）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

- ・運行予定者を伊那バス(株)、丸茂自動車(有)に決定することで、協議会において承認が得られた。
- ・運行予定者は実証運行を行ってきた実績があり、地域の生活移動を支える担い手として地域の信頼を得ており、また、安全輸送の確保も期待できる。
- ・交通事業は地場に根付いた産業として継続して運行することで、地域の交通手段が確保・維持され、雇用も含め地域経済の安定に寄与する。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

松川町が負担する運行事業者への委託金額については、運行収入および国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

伊那バス株式会社、丸茂自動車有限会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 20 年 7 月 3 日 (20 年度第 1 回) 協議会設立、事業計画について協議
- ・平成 20 年 12 月 2 日 (20 年度第 2 回) 予算、公共交通連携計画について合意
- ・平成 21 年 1 月 21 日 (20 年度第 3 回) 運賃、運行业者、補正予算について合意
- ・平成 27 年 3 月 3 日 (26 年度第 4 回) 平成 27 年度事業計画と予算の承認
- ・平成 27 年 6 月 1 日 (27 年度第 1 回) 平成 26 年度事業、決算報告  
生活交通確保維持改善計画の承認
- ・平成 28 年 1 月 15 日 (27 年度第 2 回) 生活交通改善計画について承認  
(バリアフリー化設備等整備事業)
- ・平成 28 年 3 月 2 日 (27 年度第 3 回) 平成 28 年度事業計画と予算の承認
- ・平成 28 年 6 月 1 日 (28 年度第 1 回) 平成 27 年度事業、決算報告  
生活交通確保維持改善計画の承認
- ・平成 29 年 1 月 12 日 (28 年度第 2 回) 確保維持改善事業の事業評価について承認
- ・平成 29 年 3 月 8 日 (28 年度第 3 回) 平成 29 年度事業計画と予算の承認
- ・平成 29 年 6 月 1 日 (29 年度第 1 回) 平成 28 年度事業、決算報告  
生活交通確保維持改善計画の承認  
運賃 (定期券) 改定について協議
- ・平成 30 年 5 月 31 日 (30 年度第 1 回) 平成 29 年度事業、決算報告  
平成 29 年度公共交通再編支援事業結果報告  
生活交通確保維持改善計画の承認  
高校生の通学定期券を全路線へ導入決定
- ・平成 31 年 1 月 10 日 (30 年度第 2 回) 平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業  
評価の承認  
平成 31 年度事業計画の承認
- ・令和元年 5 月 28 日 (元年度第 1 回) 平成 30 年度事業、決算報告  
平成 30 年度公共交通再編支援事業結果報告  
生活交通確保維持改善計画の承認  
運行経路変更について (デマンド運行)
- ・令和元年 9 月 24 日 (元年度第 2 回) デマンド運行について (運行ルール、実証実  
験 R2 年 1 月 6 日開始) 承認  
消費税率引き上げに伴う運賃について協議
- ・令和元年 12 月 25 日 (元年度第 3 回) 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業  
評価の承認  
令和 2 年度事業計画の承認

・令和2年3月17日（元年度第4回）	デマンド運行中間報告
・令和2年6月2日（2年度第1回）	令和元年度事業、決算報告の承認 生活交通確保維持改善計画の承認 デマンド運行について（運行ルールの変更等）承認
・令和2年8月27日（2年第2回）	<u>デマンドタクシー実証運行期間の延長について承認</u>
・令和3年2月3日（2年第3回）	<u>令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について承認</u>
・令和3年2月16日（2年第4回）	<u>デマンドタクシーの今後の運行について承認</u> <u>運行改善施策の承認</u> <u>令和3年度事業計画の承認</u>

### 18. 利用者等の意見の反映状況

協議会構成員に住民及び利用者の代表が含まれており、定期的にバス停設置やダイヤ変更等について協議を行っている。

- ・ H21 年度に住民アンケート、H22 年度に集落懇談会を実施し、運行に反映。
- ・ H26 年 4 月より、上片桐循環通学便について、大島地区への路線変更を実施。
- ・ H27 年 4 月より、上片桐循環通学便について、大島地区への増便を実施。
- ・ H29 年 10 月に住民アンケートを実施（約 3,400 世帯）。また、11 月にはバスに乗り込み調査を実施し、実態を把握。
- ・ H30 年 9 月に地元ケーブルテレビでバスの乗り方について案内などを放送。
- ・ R 元年 11 月～12 月にバスの乗り方講習会と乗車体験会を実施し、利用者の声を把握。
- ・ R 元年 4 月～11 月に高齢者対象の各種説明会に於いて、利用者の声を把握。
- ・ R2 年 2 月に、中学校卒業予定生徒を持つ保護者へバスの利用促進案内を実施し、保護者の声を把握。
- ・ R2 年 4 月にバスに乗り込み調査を実施し、実態を把握。
- ・ R2 年 10 月にデマンドタクシー利用登録者に対し意向調査を実施。

### 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県
関係市区町村	松川町
交通事業者・交通施設管理者等	伊那バス株式会社、丸茂自動車有限会社、伊那バス労働組合、飯田建設事務所、飯田警察署、松川町建設水道課
地方運輸局	長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	社会福祉協議会、大島地区代表、上片桐地区代表、生田地区代表 商工会、女性団体連絡協議会、福祉を考える会、教育委員会

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県下伊那郡松川町元大島 3823

（所 属）松川町役場 まちづくり政策課

（氏 名）大澤 功治

（電 話）0265-36-7014

（e-mail）seisaku@town.matsukawa.lg.jp